

平成29年 3月31日

行 動 計 画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員が働きやすい環境を
ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、
次のように行動計画を策定する。

1. 期 間

平成29年4月1日から平成32年3月31日までの期間3年間

2. 内 容

目標1 計画期間内に育児休業の取得状況を、次の水準以上にする。

男性職員 --- 計画期間内1人以上取得すること。

女性職員 --- 計画期間内の取得率を98%以上とすること。

<対策>

育児休業制度について、職員が理解し、利用しやすいよう周知を図る。(平成29年4月～)

目標2 「ノー残業デー」等の取組みにより、所定時間労働の削減による余暇時間の増大に努める。

<対策>

所定外労働の短縮となる具体的方策について協議を開始する。(平成29年4月～)

目標3 小学生未満の子を持つ職員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度の定着化を図る。

<対策>

育児休業制度(短時間勤務制度)について、職員が理解し、利用しやすいよう周知を図る。(平成29年4月～)